

## 研修施設の認定に関する内規

### (目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第6条及び認定臨床医の認定に関する内規第2条(2)1)に基づき、研修施設の基準並びに認定に関する手続きについて定めるものである。

### (認定基準)

第2条 本医学会が認定するリハビリテーション科専門医(以下、専門医という)が指導医として常勤し、専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき研修を行うものとする。

- 2 研修施設の資格の細目及び手続き等は、別に定める。
- 3 指導医の資格は、別に定める。
- 4 専門医制度卒後研修カリキュラムは、別に定める。

### (研修施設認定)

第3条 施設認定委員会は、研修施設認定申請書類に基づき審査を行う。

- 2 理事長は、施設認定委員会が審査した研修施設に対して、理事会の議を経て研修施設を認定し、認定証を交付する。

### (研修施設の資格喪失)

第4条 研修施設は、次の各号の何れかに該当する場合、施設認定委員会が審査し、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 指導医が常勤として在職しなくなったとき
- (2) 専門医制度卒後研修カリキュラムに基づく研修ができなくなったとき
- (3) 研修施設としての資格を辞退したとき

### (改 廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、評議員会及び総会において承認を得ることとする。

### 附 則

本内規は、平成4年4月1日より施行する。

平成15年6月18日より施行する。

平成16年9月18日より施行する

平成25年11月16日より施行し、平成26年4月1日より適用する。